

令和 6 年 9 月議会

議案説明資料

目 次

- | | | |
|-----------------------------------|-----|----|
| 1. 議案第155号 令和6年度福岡市一般会計補正予算案(第2号) | ... | 1頁 |
| 2. 議案第159号 福岡市スポーツ振興基金条例案 | ... | 3頁 |

市 民 局

1. 議案第155号

令和6年度福岡市一般会計 補正予算案 （第2号） 〈市民局所管分〉

〔歳入〕

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
4	21 財産収入	1 財産運用収入	2 利子及び 配当金	千円 6,842	千円 -	千円 6,842
	23 繰入金	25 スポーツ振興 基金繰入金	1 スポーツ振興 基金繰入金	-	1	1
歳入計				6,842	1	6,843

〔歳出〕

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
6 ～ 7	2 総務費	1 総務管理費	15 スポーツ 振興推進費	千円 5,183,796	千円 1,916,596	千円 7,100,392
歳出計				5,183,796	1,916,596	7,100,392

節		説 明
区 分	金 額	
1 ユニバーシアード福岡大会記念 スポーツ振興基金利子収入	千円 △1	ユニバーシアード福岡大会記念スポーツ振興基金 の廃止に伴う減額
35 スポーツ振興基金利子収入	1	スポーツ振興基金の設置に伴う追加
1 スポーツ振興基金受入金	1	ユニバーシアード福岡大会記念スポーツ振興基金 の廃止に伴う受入金の追加

節		説 明		
区 分	金 額	区 分	金 額	
24 積 立 金	千円 1,916,596		千円	スポーツ振興推進費の追加 1,916,596 千円 （世界水泳選手権2023福岡大会組織委員会贈与金 相当額等の基金積立） [関連歳入] (21) 財産収入 - 千円 ユニバーシアード福岡大会記念スポーツ 振興基金利子収入 △ 1 千円 スポーツ振興基金利子収入 1 千円 (23) 繰入金 1 千円 スポーツ振興基金受入金

2. 議案第 159 号 福岡市スポーツ振興基金条例案

議案番号	第 159 号
名 称	福岡市スポーツ振興基金条例案
理 由	世界水泳選手権 2023 福岡大会組織委員会贈与金等を活用し、市民のスポーツ・レクリエーションの振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、基金を設置し、及び管理する必要があるため。
概 要	市民のスポーツ・レクリエーションの振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基金を設置するとともに、基金への積立てや管理、処分等に関する事項を定めるもの。 なお、国際スポーツ大会に必要な資金を積立てること等を目的に設置していた福岡市ユニバーシアード福岡大会記念スポーツ振興基金は廃止するもの。
施行期日	公布の日

福岡市スポーツ振興基金条例案

(設置)

第1条 市民のスポーツ・レクリエーションの振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、福岡市スポーツ振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金には、基金の設置目的のための寄附金及び歳出予算をもって定める額を積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第7項の規定により保管するほか、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、市民のスポーツ・レクリエーションの振興に必要な費用に充てるものとする。

2 前項の規定により必要な費用に充て、なお剰余金があるときは、当該剰余金は、基金に積み立てるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、基金の設置目的を達成するため必要があると認めるときは、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(福岡市ユニバーシアード福岡大会記念スポーツ振興基金条例の廃止)

2 福岡市ユニバーシアード福岡大会記念スポーツ振興基金条例(平成8年福岡市条例第39号)は、廃止する。

(福岡市ユニバーシアード福岡大会記念スポーツ振興基金に属していた現金の取扱い)

3 この条例の施行の日の前日においてこの条例による廃止前の福岡市ユニバーシアード福岡大会記念スポーツ振興基金条例の規定による基金に属していた現金は、この条例による基金に積み立てる。

